



産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1
 氏 名 公益財団法人宮崎県環境整備公社
 理事長 金丸 政保

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎市長 戸 敷



許可の年月日 平成27年 6月24日
 許可の有効年月日 平成32年 6月23日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処理業（焼却、破碎）
 最終処分業（管理型埋立）

産業廃棄物の種類

①焼却に係るもの

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破碎物を含む。）、
 ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁
 器くず（自動車等破碎物を含む。）、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
 動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体 以上17種類でこれらのうち石綿含有産
 業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物である
 ものを除く。

②破碎に係るもの

廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、木くず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、
 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。) 以上4種類で
 これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特
 別管理産業廃棄物であるものを除く。

③管理型埋立に係るもの

燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチに限る。）、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を含む。)、
 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破碎物を含む。)、鉱さい、がれき
 類、ばいじん、廃プラスチック類（自動車等破碎物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、
 動植物性残さ、政令第13号廃棄物 以上15種類でこれらのうち石綿含有産業廃棄物、
 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み特別管理産業廃棄物であるものを
 除く。

2 事業の用に供するすべての施設

第2面のとおり

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

第2面のとおり

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無



2 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却

種 類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体
設 置 場 所	宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1、6176番23
設 置 年 月 日	平成17年5月31日
処 理 能 力	579 t/日（24時間） （193 t/日×3炉）
許 可 年 月 日	平成15年5月2日
許 可 番 号	0301

(2) 破砕

種 類	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
設 置 場 所	宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1、6176番23
設 置 年 月 日	平成17年5月31日
処 理 能 力	425.6 t/日（8時間）
許 可 年 月 日	平成15年7月28日
許 可 番 号	0303

(3) 管理型最終処分場

種 類	燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチに限る。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）、鉱さい、がれき類、ばいじん、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、政令第13号廃棄物
設 置 場 所	宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1、6176番24、6176番25
設 置 年 月 日	平成24年3月29日（当初：平成17年5月31日）
処 理 能 力	埋立面積：54,600㎡、埋立容量：577,000㎡
許 可 年 月 日	平成22年12月17日（当初：平成14年2月22日）
許 可 番 号	産廃1002（当初：0104）

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成17年 6月24日 新規許可
 平成18年 1月23日 変 更 届：代表者（三宅義彦から坂佳代子へ）
 平成18年 5月25日 変 更 届：代表者（坂佳代子から沼田憲明へ）
 平成19年 7月19日 変 更 届：代表者（沼田憲明から田中義信へ）
 平成20年10月23日 変 更 届：処理前保管場所
 平成22年 5月31日 変 更 届：施設の設置場所及び処理前保管場所の地番
 平成22年 6月24日 更新許可
 平成24年 3月30日 変 更 届：管理型最終処分場の構造（浸出水処理水の下水道接続）
 平成24年 5月 7日 変 更 届：代表者（田中義信から加藤裕彦へ）
 平成24年10月10日 変 更 届：保管する産業廃棄物の種類の追加
 平成25年 4月22日 変 更 届：名称（財団法人から公益財団法人へ）
 平成27年 6月24日 更新許可
 平成28年 5月11日 変 更 届：代表者（加藤裕彦から金丸政保へ）
 平成29年 9月26日 変 更 届：水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の記載追加



(別 記)

- 1 保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

①焼却施設に係る保管場所

所 在 地	宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1、6176番23
保管する産業廃棄物の種類	①：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体 ②：①と同じ ③：汚泥（濃縮汚泥） ④：廃酸、⑤：廃アルカリ、⑥：廃油（④⑤⑥は同フロア）
面 積	①759.0 m ² 、②151.0 m ² 、③14.7 m ² 、④⑤⑥192.3 m ²
保 管 上 限	①12,116.0 m ³ 、②2,403.0 m ³ 、③14.0 m ³ 、④2.0 m ³ 、⑤2.0 m ³ 、⑥2.0 m ³
高 さ	屋内保管
特 記 事 項	上記保管場所については、一般廃棄物との合量である。

②破碎施設に係る保管場所

所 在 地	宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1
保管する産業廃棄物の種類	①：廃プラスチック類 ②：①と同じ ③：木くず ④：金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
面 積	①129.3 m ² 、②71.8 m ² 、③43.4 m ² 、④245.3 m ²
保 管 上 限	①1,551.6 m ³ 、②862.0 m ³ 、③282.5 m ³ 、④2,944.5 m ³
高 さ	屋内保管
特 記 事 項	上記保管場所については、一般廃棄物との合量である。